HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	研究論集, 20, 17（右）-37（右）
Issue Date	2021-03-31
DOI	10.14943/rjgshhs.20.r17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80797
Type	bulletin (article)
File Information	16_rjgshhs_20_017-038_r.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/rjgshhs.20.r 17

叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）

間　枝　遼太郎

要　旨

本稿では、叡山文庫天海蔵に蔵される『諏訪大明神画詞』の写本を紹介し、そのうちの縁起絵第五までの翻刻を行う。『諏訪大明神画詞』の写本はこれまで諸本系統が整理される中で十数本が確認されているが、当該写本はそれら先行研究にて言及されたことのない新出本である。

「天海蔵」は南光坊天海が蒐集した典籍の総称で、それらは天海の死後、承応三年（一六五四）に毘沙門堂公海により日光山・比叡山・東叡山の三山に分置された。現在の叡山文庫天海蔵の典籍の多くは、その際に比叡山に配されたものである。そこから当該写本についても天海旧蔵本であったことが予想されるが、そのことは、同じく新出本である正教蔵文庫本『諏訪大明神画詞』の奥書に、万治二年（一六五九）に慈眼大師（天海）の本より書写した、とあることから裏付けられる。この正教蔵文庫本の底本となった「慈眼大師御本」こそ、現存する叡山文庫天海蔵本のことであると判断でき、その書写年代は少なくとも天海の死去する寛永二十年（一六四三）以前と考えられるのである。

なお、『諏訪大明神画詞』の諸本の書写年代は、最も古いものが文明四年（一四七二）写の権祝本（神長官守矢史料館所蔵）、次に古いものが慶長六年（一六〇一）写の梵舜本（東京国立博物館所蔵）とされるため、この叡山文庫天海蔵本は現在確認できる中でおおよそ三番目に古い写本ということになる。ただし、最古写本とされてきた権祝本に関しては、権祝綱政（明暦三年（一六五七）死去）の書写本を写した系統の本であり江戸中期以降の成立ではないか、とする説もあり、その書写年代については更なる検討が必要な状況にある。権祝綱政書写本と同時期かそれよりやや早くに成立したと考えられる叡山文庫天海蔵本の存在とその本文は、そうした諸本の問題を考える際にも重要な手掛かりを与えてくれるだろう。

【解題】

本稿で紹介するのは、叡山文庫天海蔵に蔵される『諏訪大明神画詞』の写本である。『諏訪（方）大明神画（絵）詞』の写本はこれまで諸本系統が整理される中で十数本が確認されているが(1)、当該写本はそれら先行研究にて言及されたことのない新出本である。紙幅の都合上、本稿では縁起絵部の第五までを翻刻し、それ以降の翻刻については続稿（下）に収載することとする。

書誌は以下の通りである。

〔所蔵〕叡山文庫天海蔵　請求番号17・23・808。
〔外題〕「諏訪縁起　全」。表紙左肩打付墨書。
〔内題〕「諏訪大明神画詞」。
〔装訂〕四つ目袋綴。
〔寸法〕縦二六・五糎×横一八・四糎。
〔冊数〕一冊。
〔表紙〕灰色無地。原装。右下に請求番号「17/23/808」のラベル、右上に「隨」と思しき字の打付墨書。
〔行数〕毎半葉九行（三七オ、および『当社春日大明神之秘記』部分は十行）。
〔料紙〕楮紙。
〔丁数〕八四丁、うち遊紙が首一丁。墨付八三丁。
〔奥書〕『諏訪大明神画詞』部分には諸本共通の足利尊氏の奥書および諏訪円忠の跋文があるほか、縁起絵第三末尾に「文明四年壬辰　夷則上旬於高野山悉地院従一昨日至今日書写功畢八日酉刻」の奥書あり。『当社春日大明神之秘記』部分には「元亀三年壬申潤正月廿一日　采女春近注之」および「于時天正八年庚辰三月四日書之花乗房秀僊」の奥書あり。
〔蔵書印〕一オ右下に「山門蔵本」（黒陽長方印）、その直下に「天海蔵」（黒陽無枠印）。
〔備考〕三六オ一行目以降はそれ以前とは別筆。また、『諏訪大明神画詞』末尾の諏訪円忠跋文の後に南都春日社の社記『当社春日大明神之秘記』が続く(2)。

「天海蔵」は南光坊天海が蒐集した典籍の総称で、それらは天海の死後、承応三年（一六五四）に毘沙門堂公海により日光山・比叡山・東叡山の三山に分置された(3)。現在の叡山文庫天海蔵の典籍の多くは、その際に比叡山に配されたものである(4)。そこから当該写本についても天海の旧蔵本であったことが予想されるが、そのことを裏付けるものに、大津市西教寺正教蔵文庫所蔵『諏訪大明神画詞』がある。

この正教蔵文庫本も『諏訪大明神画詞』研究においては存在を知られてこなかった写本であるが、その奥書には「万治二年八月廿三日以慈眼大師御本書写訖　江州栗太葦浦観音寺舜興蔵」(5)、すなわち万治二年（一六五九）に慈眼大師（天海）の本より書写したとある。この「慈眼大師御本」こそ、叡山文庫天海蔵に現存する当該『諏

訪大明神画詞』に他ならないだろう。両者を見比べても、本文の細かい用字等まで非常に似通っており、末尾に『当社春日大明神之秘記』が付随する点も同じである。よって、この叡山文庫天海蔵本は天海旧蔵本と判断でき、その書写年代は少なくとも天海の死去する寛永二十年（一六四三）以前と考えられるのである(6)。

天海旧蔵本は、天海自身が書写した本のほか、比叡山の山門衆に書写させた本や、各所から寄贈された本などによって構成される(7)。当該写本には書写奥書が存在しないため、どこで誰が書写したのかについては判然としないが、途中で筆跡が変わっていることから、複数人が分担して書写したものと見られる。

末尾に『当社春日大明神之秘記』がある写本は、叡山文庫天海蔵本・正教蔵文庫本の他に、早稲田大学教林文庫所蔵本（元禄三年（一六九〇）写。比叡山横川鶏足院の僧覚深の奥書あり）や神宮文庫所蔵（資料番号四九〇〇）本（寛政九年（一七九七）写）など、既知の本の中にも確認される。比叡山の天海蔵は江戸時代においても学徒が典籍を閲覧・書写することができる実用的な文庫としてあったことが知られ(8)、またこの『諏訪大明神画詞』に関しても先述の正教蔵文庫本の例によってそのような天海蔵の利用の様子の一端が窺えるが、既知の教林文庫本や神宮文庫本についても、この叡山文庫天海蔵本から書写された系統の本である可能性が高いと言える。

なお、『諏訪大明神画詞』の諸本の書写年代は、最も古いものが文明四年（一四七二）写の権祝本（神長官守矢史料館所蔵）、次に古いものが慶長六年（一六〇一）写の梵舜本（東京国立博物館所蔵）とされるため、この叡山文庫天海蔵本は現在確認できる中でおおよそ三番目に古い写本ということになる。ただし、最古写本とされてきた権祝本に関しては、権祝綱政（明暦三年（一六五七）死去）の書写本を写した系統の本であり江戸中期以降の成立ではないか、とする井原今朝男氏の説(9)もあり、その書写年代については更なる検討が必要な状況にある。権祝綱政書写本と同時期かそれよりやや早くに成立したと考えられる叡山文庫天海蔵本の存在とその本文は、そうした諸本の問題を考える際にも重要な手掛かりを与えてくれるだろう(10)。

（まえだ　りょうたろう・人文学専攻）

〈注〉

(1)『諏訪大明神画詞』の諸本系統を主題とした先行研究には、金井典美「諏訪大明神絵詞の写本と系統」（『諏訪信仰史』名著出版、一九八二年）、今津隆弘「『諏方大明神絵詞』の解説」（『神道史研究』第四十二巻第三号、一九九四年七月）がある。また、近年では五味（加藤）夏希氏が新たに独自の視点から諸本系統の整理を試みている（加藤夏希「神長官家における『諏訪大明神絵詞』受容のあり方」（『人文科学研究』第九号、二〇一一年三月）、五味夏希「高野武貞による『諏訪大明神絵詞』書写の経緯――安政五年・六年の日記から――」（『信濃』第七十巻第五号、二〇一八年五月）参照）。

(2)『当社春日大明神之秘記』の翻刻およびその解題については続稿（下）に併せて収載する予定である。

(3) 中川仁喜「「天海蔵」の変遷について――日光・比叡・東叡三山分置後

の経緯を中心として――」（『天台学報』第五十二号、二〇一〇年十一月）一一九頁。

(4) ただし全てが天海旧蔵本であるというわけではなく、後世に新たに納められたものもある（中川仁喜、注3前掲論文、一二一頁）。

(5) 落合博志『国文学における寺院蔵書の利用促進のための奥書集成を含む正教蔵文庫の総合的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇二年）六〇四頁。

(6) 書写年代の上限は『当社春日大明神之秘記』の奥書の記述から天正八年（一五八〇）となる。

(7) 天海旧蔵本の構造やその蒐集過程については、宇高良哲「南光坊天海の書籍蒐集について」（『南光坊天海の研究』青史出版、二〇一二年）に詳しい。

(8) 中川仁喜、注3前掲論文、一二〇・一二一頁。

(9) 井原今朝男「神社史料の諸問題――諏訪神社関係史料を中心に――」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第百四十八集、二〇〇八年十二月）二五二・二五三頁。

(10) 諸本の書写年代や系統の問題については別稿にて論じる予定である。

〈付記〉

貴重な資料の利用に際し、比叡山延暦寺叡山文庫より多大なるご高配を賜った。記して謝意を申し上げる。なお，本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費，課題番号20J11361）の成果の一部である。

【翻刻】

凡例

一、本稿は、叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』を底本として、そのうちの四三丁オモテ四行目（縁起絵部第五末尾）までを翻刻したものである。

一、本文の表記については下記の方法を採った。

1、漢字の異体字・略字は、通行の字体に改めた。

2、合字は全て開いた。

3、行取りは底本に従い、行頭に行数を示した。

4、丁の変わり目は」によって示し、墨付丁数を明示した。

5、見消は「字」のように示した。

6、欠字箇所は□で示した。

1　諏訪大明神画詞

2　一巻　縁起上絵　中務少輔隆盛

3詞（序　近衛右大臣兼草　奥　宮内卿行忠朝臣）

4夫レ日本信州ニ一ノ霊祠アリ諏訪大明神是也神

5降ノ由来其義遠矣窃ニ国史ノ所説ヲ見ルニ旧事本記

6云天照大神ミコトノリシテ経津主（フツヌシ）ノ（総州香取社）神武甕槌（カミタケ）ノ

7（常州鹿島社）神二柱ノ神ヲ出雲国ヘ降シ奉テ大己貴ノ（雲州杵築和州三輪）

8命問テノ玉ハク葦原ノ中津国ハ我カ御子ノ知ラスヘキ国也

9汝チ正ニ此国ヲモテ天ノ神ニ奉ランヤ大己貴ノ命申ク我子事」（一オ）

1代主ノ（摂州長田社神祇官第六）神ニ問テ返事申サント申事代主ノ

2神申ク我カ父宜ク正サニ去リ奉ルヘシ我レタカウヘカラスト申
3又申ヘキ子アリヤ又我子建御名方ノ諏訪社神千引ノ
4石ヲ手末(タナスヘ)ニ捧ケ来テ申サク是我国ニ来テ忍テカク云ハシカウシ
5テ力ラクラヘセント思フ先ツ其御手ヲ取テ氷ヲ成立又剣ヲ取
6来信野国洲羽ノ海ニ至時建御名方ノ神申サク我此
7国ヲ除ヒテハ他処ニ不シトレ行云云是則垂跡ノ本縁也自レ尓
8以降霊場ヲ示(シメ)テ瑞籬ヲ押シ開キ給テ承和ノ明年爵(シヤク)
9一級ヲ奉リ給シヨリ寛平天慶ニ至リテ既ニ極位ヲ授ケラレマシ〳〵キ」
（一ウ）
1去レハ式内ノ大神トシテ案上ノ礼奠是儼重ナリ王城擁
2護ノ誓願ノミニアラス武関鎮守ノ霊験アルカ故ニ上下
3粛敬ノ誠ヲイタシ夏夷尊崇ノ志ヲ同ス暫ク画図ノ功ヲ
4カリテ聊奇特ノ瑞ヲ顕スト也
5絵在之
6神代ノ事ハ幽邈ニシテ図絵モ及ハス当社明神ノ化現ハ仁
7皇十五代神功皇后元年辛巳事ナリ同キ年三月
8神教アリテ皇后松浦ノ県ニ至リ給官軍ハ纔ニ三百
9七十余人乗船四十八艘也異敵ハ既ニ五十万人」（二オ）
1乗船十万八千艘ト聞ユ千万倍カ一也力ヲ以テアラソウヘ
2カラストテ先ツ誓約ノ御占アリ御髪海ニ浮ヘ給ヘハ只
3二ツニ分チ又細キ針ヲ浪ニナケ給ヘハ則鯵鯷(ヒシコ)ヲ釣リ得給フ
4吉兆祈ルカ如シ又虚空ヨリ海上ニ両将化現ス各一剣ヲ
5横ヘテ衆箭ヲ負弓箭十尺鎧脇立此時ヨリ始テ定レリ以上注也
6凡甲冑ヲ帯スル勢ヒ気力ノ長タル其ノ勇(イサメル)顔色鬼神ノ
7如シ其イカレルマナシリ明星ニ似タリ仍棟梁ノ臣武内ノ
8宿祢奏聞ヲ経テ其故ヲ問給君他ノ州ヘ発向ノ間天
9照大神ノ詔勅ニヨツテ諏訪住吉二神守護ノ為ニ参ス」（二ウ）
1答給皇后大ニ喜ヒ則錦座ヲ両神ニアタエ雪膳ヲ花
2船ニソナヘ雲帆ニ弊(ママ)帛ヲサヽケ帰敬二心ナシ其中ニ又
3妖艶ノ媚タルアリ高知尾(タカチヲ)ノ豊姫号ス螻羽(ロウウ)一箭ノ上ニ
4坐シナカラ鳳綸ヲ書テ竜宮ヘ遣ス海主大キニ驚テ勅命ニ
5応シテ満干両珠ヲサヽク御願成就ノ瑞相厳重ノ由君
6臣共ニ欣悦ス
7絵在之
8サテ同十月新羅エ御発向ノ時孕(ハラ)メル子ニ私言ヲ含メ給テ暫ク
9出生ヲトヽメンカタメニ白石ヲ御裳ソニハサミマスラヲノ貌チヲカ
リ」（三オ）
1既ニ黄金ノ甲冑ヲメシ錦ノ旗玉ノ蓋ヲサヽセテ竜頭
2鷁首ノ御船ニメス此時神兵雲霞ノ如ク化現ス又
3神楽ノ歌舞ニ応シテ竜宮ノ船頭安曇磯良丸
4浄衣ヲ着テ鼓ヲ頸ニカク霊亀ニノリテ参向シテ御舟ヲコク数艘ノ
5兵船四方ヲカコミ奉テ諏訪住吉二神穀葉松
6枝ノ旗ヲアケテ先陣ニ進ミ玉ヘハ群鳥鷹鳩鷺鳥虚空ニ飛
7カケリ大魚波ニ浮ヒ出テ兵船ヲ守テ忽ニ異域ニ至ル船師
8海ニミチ旗旌日ヲ曜カス地祇振動シ鐘鼓鳴動シテ
9山川悉振エハ両神旗ヲヒルカエス事稲麻ニ似タリ先干」（三ウ）

1珠ヲナクレハ滄溟皆ヒカタトナル異賊悦テ陸地ニトリアカリテ
2戦ヒヲ致セハ官軍弥勝ニノル其後又満珠ヲナクレハ凶賊
3皆海底ニ沈ム剰ヘ塩サシノホリテ新羅海内トナル一天
4闇々トシテ日月光ヲ陰ス神風戦々トシテ官軍又色ヲ
5マス新羅王ノ云ク是只事ニアラス海東ニ国アリ日本ト云フ聖
6主アリ天皇ト号ス其ノ国ノ神兵ナリ兵ヲアケテフセクヘカラス
7トテ彼王自ラ面縛セラレテ帰降ス又土卒図籍宝
8貨ヲ捧ケテ皇船ノ前ニ蹲踞ス加之毎年ノ朝貢ヲコタリ
9ナク本朝ノ皇化ニ随フヘキ由シ頭ヲタヽイテネンコロニ誓ヲナス」

（四オ）

1是ヲ則見聞シテ高麗百済ノ二王未戦サルニ帰伏ス誓
2約ノ趣如前又三韓ノ中間寛厳山ニ五丈ノ黒キ巌アリ
3高良（カウラ）大菩薩御弓ノハスニテ碑ノ文ヲ三韓士氏ハ日本大也云云書（ママ）綸
4神反不思義ナレハ入木ノ勢ヒ未レ消トカヤ三韓悉平ケテ
5同十二月皇后御帰洛ノ後筑紫ノ蚊田（ハカタ）ニテ応神
6天皇降誕シ給フ八幡大菩薩是也皇道ノ太平ハ諸神
7一同ノ守護也ト云ヘトモ異賊ノ征伐ハ専ラ当社ノ霊験也
8其旨具ニ二神詫談記江師卿筆跡并ニ高良ノ縁起等ニ見タリ
9絵在之」（四ウ）
1サレハ皇后御帰朝ノ後摂州広田社ニ鎮座ノ時五社ヲ
2建立セラル所謂本社皇后八幡大菩薩応神諏訪住吉
3二神及［　　］宮是也就中毎年正月九日村
4民門戸ヲ閉チ出入ヲヤメテ諏訪社ノ御狩ト号シテ山林ニ望ミテ
5狩猟ヲ致ス猪鹿一ヲ得ヌレハ則殺生ヲヤメ西宮ノ南宮ニ
6本地菩薩菩薩十羅刹等安置スタムケ奉ル礼奠今ニ断絶セス一ケノ諦（シヤウ）
7貢外（イン）宮ノ生贄（イキニエ）本誓ニタカワス八幡大菩薩諏方
8住吉同体ノ由来アリト申此謂也又用明天皇御
9宇聖徳太子蘇我馬子（ムマコ）ノ大臣ニ仰セテ今ノ先代旧事」（五オ）
1本記十巻ヲ撰セラル第三ノ巻ニハ専ラ当社明神ノ本縁分明也
2絵在之
3持統天皇五年八月一日勅使ヲ発遣シテ信州須
4波水内神等ヲ祭ル由日本記第三十巻ニ載タリ是
5則当社祭礼始メナルヲヤ今ニ至マテ当日ヲハ月朔神
6事ノ最要トス
7絵在之
8桓武天皇ノ御子ニ開成皇子ト申人ヲワシマシキ忽ニ
9世事ヲナケステ、偏ニ菩提ヲ願ヒ給天平神護元年」（五ウ）
1正月紫雲ノタナヒク所ヲタツネテ摂州勝尾寺ニヨチ
2登テ本願善仲善算宇出生行儀見本伝両上人ニ随テ出家
3受戒ヲトケ給ヒテ開成ト号ス登山ノ最初二聖礼盤ヲ
4クタリテ皇子密語流涕ス旧識ニ遇カコトシ皇子ハ
5本有五智ヲ証法雷ヲ五種ニ振給ヘシト印証ス又二聖兼テ
6金字大般若書写ノ願有テ啓白ノ日雲雨俄ニ起テ
7霹靂忽ニクタル則其地ヲエラヒ給最勝峰是也
8又夢中ニ大黄牛常行道スト見所ニ紙麻ヲ植テ四壁ノ
9上ニ網ヲハリ禽獣ニフマセス年月ツモリテ紺紙終ニ」（六オ）

1ナル開成ニ授テ神護慶雲二三各年ニ両聖肉身ヲ
2アラタメス草座ニ乗テ西天ニ飛行ス不思義也シ事也
3　絵在之
4皇子先師ノ願ヲ果サントテ金泥浄水ヲ求給シニ
5七日祈誓ノ功ニ答ヘテ五更ニ霊夢ノ告アリ容儀並ヒ
6ナク衣冠タヽシキ貴人来テ石壇ニ坐シテ金丸（輪三寸ヲ長七寸）
7青錦ニ嚢（ツヽミ）テ献ス拝領シテ其ノ号ヲ問給ヘハ偈頌アリ得
8道来不動法性示八正道垂擁（ママ）迹皆得解
9脱苦衆生故号八幡大菩薩ト云云其後又夢中ニ」（六ウ）
1カタチ夜叉ノ如クシテ北方ヨリ飛来テ小陶器ニ水ヲ献ス
2トテ吾ハ信濃国諏方南宮也八幡大菩薩ノ厳詔ニ
3ヨリテ白鷺池ノ水ヲ汲テ来也ト称ス彼水池ハ十六会ノ
4其一也大菩薩ノ教勅モ故ヘアルヲヤ夢サメテ傍ヲミレハ金
5丸ハ机ノ上ニアリ硯水ハ陶器ニミツ金水祈得テ彼桂ノ
6木ノ洞ニコモリ居宝亀元年正月八日ニ筆ヲ立同六
7年七月ニ書功畢ヌ六ヶ年ノ間ニ一部六百巻書写シ
8給シニ金水共ニ無尽無余リ冥衆感応擁（ママ）者ノ奇特
9筆モ及ヒカタシ」（七オ）
1　絵在之
2皇子写経中ニ魔障ノ霊夢アリ八面八臂ノ悪鬼数
3千ノ眷属ヲ引率シテ手コトニ紺紙ヲモチテ山林ニ
4引チラスト也荒神ノシワサ也ト知テ祭ラントスルニ才覚
5ナシ樹上烏二来テ口ヨリ書ヲヽトス披見スレハ祭文祭
6記等也両通ノ指南ヲ以テ八種ノ礼奠ヲ備テ如在ノ祭
7礼ヲイタサル荒神供ト云事此時始レリ修善ノ魔障ハ
8権化ノ人モ猶ノカレス末代ノ凡夫能々慎ヘシ退屈ス
9ヘカラサルニヤサレトモ霊神ノ加護アレハ皇子御願成就ス」（七ウ）
1終ニ写経六百軸ニ仏舎利并仏菩薩十六羅漢十
2六善神法誦常諦梵天皇等像及鈴杵閼
3伽ノ具ヲ相ソヘテ六角ノ浄場ニ奉納供養ヲトケ深ク是ヲ
4埋ミテ慈尊ノ出世ヲ期ス仍弥勒寺ト号ス其砌ニ惣社ヲ
5造立シテハ八幡大菩薩地主権現（金剛蔵王）諏方南
6宮等ヲ勧請シテ護法神ト定ム今ニ三所権現ト号ス宝亀
7九年八月十一日皇子手ツカラ祭リ始メ給シヨリ此方
8正月八月ノ祭礼未断絶一凡彼皇子一生修行ノ次
9第天応入滅奇特等三善（ミヨシ）ノ為康拾遺往生伝ニ」（八オ）
1具也其ノ後数代ヲヘテ水尾ノ天皇臨幸ノ時勝
2尾寺ト改号スト同伝ニ見タリ般若ノ法味ヲ神明納受シ
3給事古今如レ此
4　絵在之
5諏方縁起中　絵隆盛
6　詞　円満院二品親王御筆
7桓武天皇御宇東夷安倍ノ高丸暴悪ノ時将
8軍ノ坂ノ上ノ田村丸延歴（ママ）廿年（辛巳）二月勅ヲ奉玉ハテ
9追討ノ為ニ山道ヲヘテ奥州ニ下向是則征夷大」（八ウ）
1将軍ノ始也心中ニ祈願アリ伝聞ク諏方大明神ハ東関

2第一ノ軍神也東夷追討ノ為ニ鳳詔ヲカフリテ素
3境ニ向フ神力ニアラスハ賊衆ヲ誅シカタシ神鑑ヲタレテ
4所願ヲ成就シ給ヘト祈願シテ信州ニ至リ給シ時伊
5那郡ト諏方郡トノ堺ニ大田切ト云所ニテ先一騎ノ兵
6客参会ス穀ノ葉ノ藍摺ノ水旱（ママ）ヲキテ鷹羽ノ箟矢ヲ
7負ヒ葦毛ナル馬ニノリタリ将軍誰人ソト問給フ当国
8住人也殊ニ官仕ノ志シアリテ参向スト兵客答フ只
9人ニアラスト将軍思玉テ即先陣シテハル〳〵奥州ヘ」（九オ）
1趣キ給フ其間山川所ニテ眷属多ク化現ス官軍ミナ
2奇異ノ思ヲナシテイサミアヒケリ
3　絵在之
4将軍既ニ奥州ノ堺ニ入テ敵陣ニ向ヒ窃ニ彼ノ高丸城
5毛容岩屋内ヲ見給ヘハ後碧巌ニヨリ前ハ蒼海ニ向ヒタリ
6左右ハ鉄石キヒシク閉テ人馬更ニ通カタシ高丸
7彼城ニ閉籠テ軍兵又出門セス官軍進退極リ
8秘計術ヲ失フ仍信州ノ兵客ニ事ノ由ヲ談給フ兵客
9此間聊敵陣密通ノ子細アリテ陣内ヲ出テ城門ニ向フ」（九ウ）
1官軍一面ニ是ヲミレハ馬ニ鞭打テ海上ニ望ム時ニ分身シテ
2忽ニ五騎射手出現ス其ノ行粧何レ一様ナレハ主伴
3更ニミエワカス又黄石（ママ）ノ輩廿余人化現シテ各的ヲ
4捧ケテ海上ニ走セチル両方ノ兵不思議ノ思ヲナシテ
5騒キ立テ是ヲミレハ流鏑馬（ヤウサメ）ノ射礼（シャレイ）也其内ノコイタレ
6手挟三々九八的等五ヶ所ニシテ是ヲ射ル今ノ世マテ
7三ツ的ノ秘事作リ物ナントイヘル事是ヲ始トス人馬波ヲ
8フミテ沈マス海上平ニハシル諏訪ノ二字ヲ趨レ波トカキケ
9ルハ此時ヨリノ事也高丸怖畏思ヲナシテ見ニモ（ハシル）イテサ（ナミ）」（一〇オ）
1リケルヲ城中ノ男女一同ニス、メケレハ先鉄城ノ門戸ニ
2望テ一二三ノ的ハタ〳〵トナリテ後矢数ツキヌト心
3得テ頭ヲサシ出シテ見ケルヲ手挟ノカフラハ本ヨリ御手ニ
4残リタリケレハツト射入レ給ヒケルニアヤマタスカリマタノ
5手サキ二ノ眼ニタチテ脳ヲトヲリタリケレハサカサマニ
6海ヘヲチヌ其時黄衣ノ化人等集リテ頚ヲトリテ兵
7客ニタテマツル鉾ノサキニツラヌキテ指アケ給ヒタレハ官
8軍一同ニ勝時ヲツクル其声天ニモヒ、クラント覚ヘタリ
9高丸カ伴類是ヲミテ怖畏ノアマリ声ヲアケ手ヲ」（一〇ウ）
1ツカネテ帰降ス又須臾ノ間ニ城郭モクツレ神反不思
2議ナレハ将軍涙ヲナカシテ神威ヲ仰キ給士卒掌ヲ
3合テ渇仰ス分身五騎八（ママ）十三所ノ王子黄衣ノ雅楽ハ
4同眷属也今ニ至ルマテ大祝ノ的立雅楽ノ所役此
5例ナルトカヤ
6絵在之
7安倍高丸カ賊首ヲ鉾ニツラヌキテ神兵又田村将
8軍ノ先陣ヲウケテ帰洛ス程ナク信濃国佐久郡ト
9諏方郡トノ堺ニ至ルヲホトマリト号ス彼所ニヲイテ神兵又」（一一オ）
1神反ヲ施シ給例ノ葦毛馬地ノ上一丈ハカリアカリ装
2束冠帯ニ改リテ我ハ是諏方明神也王威ヲ守ンカ

3為ニ将軍ニ随逐ス今既ニ賊首ヲ奉ル今更ニ上洛ニ及ハス
4此砌ニ留マルヘシ又遊興ノ中ニ畋猟殊ニ甘心スル所也ト将
5軍申テ云神兵ハ是得通ノ人也何ソ殺生ノ罪業ヲ
6好ミ給ヤ明神答給ハク偸（ヒソカ）ニ蕩ニ邪忌群萌ヲ一為レ利ニ
7殺生之猪鹿ヲ一於真如之境一棲ニ山海之辺ニ一也トテ
8一巻記文（今者号記文陀羅尼）出シ給テカキケス様ニウセ給フ将
9軍是ヲ拝見シテ感涙ヲ押ヘ信力ヲコラシテ帰京ノ後」（一一ウ）
1天聞（聴）ニ達シ宣旨ヲ下サレテ諏方郡ノ田畠山野各
2千町毎年作稲八万四千束彼神事要脚ニ
3アテヲカル其ヨリ以来一年中七十余日神事
4（付諏役狩猟各四ヶ度）并ニ百余箇度ノ饗膳今ニ退転ナシ
5是則彼将軍奏達ノ故也
6　　絵在之
7寅申ノ支干ニ当社造栄（営）アリ一国ノ貢税取永代ノ
8課役桓武ノ御宇ニ始レリ但遷宮ノ法則諸社ニハ
9コトナシ自レ元古新二社相並テ断絶セス仍仮殿ノ」（一二オ）
1煩ナシ先年（寅歳）造替ノ新社ハ七廻ノ星霜ヲフレハ天水
2是ヲ洗ヒ降露カワク事ナシ当社奇特ノ随一也自ラ
3潔斎シテ今度（申歳）遷宮ヲナシ奉ル其時ノ古社ハ
4又新造ノ後七年送リテ神座又七年ヲフレハ前後
5支干一祀十三年ニ当テ撤却ス其跡ニ又新造ヲ
6造替シテ来寅ノ歳ヲマツ如ク此輪転ス是則両社
7同末社一同ノ儀也サレハ彼年暦ニ当レハ初春ヨリ国司ノ
8目代巡役ノ官人ヲ大行事ニ差シ定メ御府（ママ）ヲキリ国
9中ノ要路ニ関ヲスヘテ神用ヲ分配ス一国ノ人民諸道ノ工」（一二ウ）
1匠ヲ集テ経営ス氏人并国中貴賤人屋ノ営作ヲナサス
2料材ヲ他国ェ出サス数十本ノ御柱上下ノ大木一本別
3一二千人ノ力ニテ採用ス加之元服婚嫁ノ礼其以是ヲ
4ト云（ママ）違犯ノ者ノハ必ス神罰ヲカウムル垂跡已来越年ノ
5例ナシ年内必造畢ヲトケテ覆勘トイフ啓白ヲ申
6事也　　絵在之
7嵯峨天皇ハ当社明神狩猟ノ事聊叡旨ニカヽリ
8タリケルニ弘仁三年春ノ比御霊夢アリ彼社カト覚キ
9所ニ臨幸ナル社司ノ指南ニ任セテ御覧スレハ魚肉ヲ多ク」（一三オ）
1イカキノ外ニカケリ上ニ普賢菩薩トカキタル金字ノ
2札ヲ又カケ並タリ本誓悲願御疑ヒナクシテ御信
3仰深カリケルトカヤ凡仁明天皇御宇承和（年脱カ）九
4始テ五品ノ爵ヲサツケラレテ後文徳清和両朝嘉
5祥貞観ノ聖暦ニハ別勅ヲ当社ニ下サレテ二品三品ノ
6崇班（ハン）ニ叙シ朱雀白川御宇天慶永保ノ明
7時ニハ又綸言ヲ天下ニ下サレテ一階ヲ諸神ニ授ケラレシ当
8社正一位ニ叙サラル此条々国史ノ所見分明也仍正
9一位法性南宮大明神ト号ス代々聖主叡信左右ニ」（一三ウ）
1及サルヲヤ文治已来又東関進止ノ地トシテ武家
2崇敬他ニ異ナレハ末代ニナリテモ霊験弥掲焉也
3　　絵在之

4伝教大師弘仁六年ノ秋本願ニモヨヲサレテ東国ニ
5向イ功徳ヲ修シ給シニ二千部ノ法花経ヲ写テ上野
6浄土院下野大慈院両国ニ塔ヲ建テ各八千巻ヲ納テ長
7日ノ長講ヲ始ラル又当国ノ大徳服膺シテ師資ノ儀ヲ
8ナシテ法花ヲ弘メラレシ時信濃国大山寺ノ正智禅
9師上野国ノ千部経ノ知識ニ預リテ二百部ヲ助写シテ」（一四オ）
1送ラントスル刻一槽ニ七馬アリテ物クワス動カス寂ト
2嘿トシテ眠カ如也カクテ信宿ヲフル所ニ諏方大明神
3詫宣シテ我コノ千部経ノ知識ニ預ランタメニ此怪ヲ
4示スト云云則明神千部経ノ知識ニ預給テ後七馬
5本ノ如シテ羸疲セストミエタリ此事伝教大師
6伝并祖師行業記智証大師略抄ノセラレタルヲヤ
7尊神大師ノ値遇法花結縁ニコトナリシ御事タリ
8　絵在之
9淳和天皇ノ御宇天長十年ノ比慈覚大師大蘇」（一四ウ）
1山ノ古風ヲ伝テ楞厳院ノ幽洞ニシテ如法如説ノ儀則ヲ
2調テ三年ノ星暦ヲ送リ一乗ノ写経ヲイタシ給シニ山路往
3復ノ浄侶水紙ヲ迎送シ樵夫禽獣ノ異類禅窓ニ
4徘徊ノ外音信ナキ処ニ諏方明神務（ママ）中ニ影向
5アリテ此法ヲ守リ給キ則良正阿闍梨カ勧請ノ
6三十番神ニ連ネ奉テ今世ニモ伝レリサレハ当社ニハ本地
7普賢大士ヲ安置シ如法写経ノ薫修最中不断ノ
8勤行ニスト也
9　絵在之」（一五オ）
1大原ノ本願良忍上人ハ叡山ノ学侶顕密ノ碩徳
2也尚ヲ　隠遁修禅ノ願アリテ一千日間無動
3寺ニ参籠シ廿三歳ニシテ終ニ三千ノ交衆ヲ辞シ一宇ノ
4草庵ヲ結テ大原ノ別所ニ籠居シテ廿四ケ年カ間
5常坐三昧ニ入リ昼夜ノ観念ヲコタラスサレハ他心通モ
6アリケルヤラン不思議多カリケリ崇徳院ノ御宇上人
7四十六歳ノ時幻化ノ中ニ弥陀ノ示誨ヲ蒙テ始テ聚落ニ
8出ツ天治元年甲辰六月九日ヨリ融通念仏ノ勧進ヲ
9致ス上一人ヨリ下モ万民ニ至ルマテ普ク此名帳ニ入ケリ」（一五ウ）
1アル時青衣ノ僧庵室ノ前ニ化現シテ自ラ名帳ヲ書忽
2然トシテ形ヲカクス披見ノ処ニ鞍馬寺ノ毘沙門天王ノ影向ト
3見タリ　絵在之
4天承元年四月四日上人彼寺ニ詣シテ終夜念仏ス
5寅ノ一点ニ天王又現シテ上人ニ謁シテノ玉ハク先日名帳ニ
6入テ後汝ヲ護ル事影ノ形ニ随カ如シ此名帳ヲ本帳ニ加ヘテ
7上人ノ前ヘニ差シ置キ給ヘリ心神夢ノ覚ルカ如シテ眼前ニ一
8巻ノ書アリ披見スレハ梵釈四王ヲ初テ日月星宿諸
9天善神竜王八部并本朝大小諸神ニ至マテ書」（一六オ）
1連タリ文字歴然ナリ其中四十番ニ当テ広田西宮諏
2訪南宮部類眷属各百反ト載ラレタリ正ニ毘
3沙門天王ノ授与良忠（ママ）上人所得ノ事也ケリ彼上
4人一生ノ行儀終焉ノ奇特精ハ大原ノ伝記ニ見タリ

5当社ハ仏法値遇ノ霊神芳類ヒナキヲヤ
6　絵在之　延文元年丙申十一月廿八日
7同縁起第四　絵　隆盛
8　詞　青蓮院一品尊道御筆
9白河ノ院ノ御宇大祝(ヲホノト)神為信号神太夫存日ニ長」（一六ウ）
1男神太為仲ヲ当職ニ立テ、社務ヲ執行シケルニ八幡太郎
2義家ノ誘引ニヨリテ上洛ノ企アリ当職ノ仁群(ママ)内ヲ出テサルモ
3垂跡已来流例也不可然由父為信シキリニ教訓ヲ
4加ト云ヘトモ承引セス既ニ約諾ノ上ヘハ今更改変ニ及
5ハストテ上洛シケルニ一ノ鳥居ノ前ヨリ始メテ引馬トモ病ミ
6臥テ郡ノ境ヒ大田切ニ至マテ七疋敝(ママ)死ケレハ一族従人猶
7諷諫スト云ヘトモ父ノ命ニ随ワスシテ宮中ヲ出ス誰人ノ
8教ヘニカ留マルヘキ若神慮ニ背カハ我身命終ルヘシト
9テ登ケリ生者必滅ノ業報シカラシムト云ヘトモ和光」（一七オ）
1利物ノ方便猶ハカリカタキ物ヲヤ
2　絵在之
3サテ美濃国莚田庄芝原ト云所ニ至ル新羅三
4郎義光号刑部召請シテ酒宴アリケリ双
5六ヲウチケルニ不慮ニ賽論出来テ忽ニ闘殺ニ及ニ両
6方多ク夭亡(ホロホ)シ疵ヲカフムル者ノ数ヲ知ス賓主ノ諍ヒナレハ
7為仲ハ理ヲ得スシテ遂ニ自害シ侍ケリ臨時ノ災
8難偏ニ神罰ノ至ス所也弘仁神祇格ヲ見ルニ掃社
9敬神銷禍致福今聞神宮司等一任二終身」（一七ウ）
1侮黷(ホトウ)一不レ敬崇咎屡臻(イタル)宜ク自今已後簡(ケン)択(アライエラフ)
2彼氏之中潔清廉貞堪神主者補任限
3以六年相替云云当職者生得譜代ナレハ誠ニ
4任限ノサタニ及ハス然ラハ弥ヨ旬日ノ神事ヲ専シテ朝
5夕ノ進退ヲ慎ヘキニ神体ノ号ニホコリテ重禁ヲ犯シ
6父ノ命ヲモ背キケレハ不思議ノ事也若又末代後昆ノ禁
7ニヤ有ケン神慮ヲホツカナシ
8　絵在之
9京都ニハ八幡太郎折節与州禅門ノ前ニテ仏事聴聞」（一八オ）
1アリケル所ヘ此事聞ヘケレハ驚テ座ヲタツ顔色忽ニカワリ
2大ニ嗔忿ヲ発スル体也眉毛マツ毛ミナ逆立ス与州
3禅門見驚テ使者ヲ立テ事ノ子細ヲ尋ネラル、所ニ義シ
4光カ為ニ為仲ヲ討セサセメ生涯ノ遺恨ナリ其跡救ワスハ
5後進ノ勇士豈ニ我ヲタノマムヤ早ク濃州ニ下向シテ義
6光カ所存ヲ相尋ヘシト申サレケレハ当座臨時喧嘩
7兼日ノ宿意ヲニアラスア(テ脱カ)エ其恨ヲ残スヘカラス然レトモ
8所当ノ罪科速ニ糺行スヘシ兄弟ノ確執ハ他人ノ嘲
9哢也暫クイキトヲリヲヤムヘキ由再往諷諫ノ間義」（一八ウ）
1家力及ハス数輩ノ下手人ヲ誅シ彼地ヲ神領ニ付ケラル為
2仲カ子息ノ神五郎為盛子孫多シト云ヘトモ神職ヲ
3ツカス神慮尤恐ルヘシ其後為仲カ弟為継(為信二男)
4当職ニ立ツ三日ヘテ頓死又其弟為次(同三男)ヲ立ツ
5七ヶ日ニテ死ス当社三日祝七日祝ト号スルハ則此事也

6父祖タリト云ヘトモ譲補自専セサル謂也仍四男為貞ヲ
7立ツ当職相伝神慮納受余胤十余代ト云ニ相続ス
8当家ノ輩長子ノ外四男ヲ賞翫スト云ハ即此例也
9神職ノ止コトナキ凡慮ノ及フ所ニアラサルヘシ」（一九オ）

1　絵在之

2下宮祝金刺盛澄ハ弓馬ノ芸能古今ニ比類ナシ
3神ニ通シケルニヤ異朝ノ養由カ跡ヲ学テ柳葉百歩ノ
4勢百発百中ノワサ昔ノ伝ヲ見カ如シ三々九八的手挟
5コイタレカト作リ物ハ垂迹ノ神反也如此奇特モ射始メ
6タリ希代不思議ノ達人也木曽冠者義仲ヲ聟ムコニ
7取テ女子ヒトリ出生シテ親子ノ契約アサカラスサレハ
8寿永弐年夏ノ比北国ヘモ相クシテ毎度ノ合戦ニ
9高名シテ越中ノ阿努ト云所マテ随逐シタリケルカ手塚ノ」（一九ウ）
1太郎光盛ハヲト、ヲ留置テ当社御射山神事ノ為ニ
2帰国シタリケリ義仲誅伐ノ後右幕下カ頼朝卿イキ
3トヲリ深ク彼盛澄ヲ召出シテ梶原平三景時ニ預ケ
4置テ死刑ニ定ヌ関東ノ侍共彼所作ヲ見ントト願事渇ニ
5望テ水ヲ求ルカ如シ景時イカニモシテ申シ助ケムト思テ
6カ、ル弓矢ノ上手ヲ召シツカハレ候ハテ失ハレソロハン事ヲ
7シク覚候ト申ケレハサレハコソソレヲ敵ニナシテヲカン事有マ
8シケレト御気色アシカリケレハサ候ハ、トテモウセ候ワンスル
9物ヲ召出シ芸能ヲ御覧セラレ切リ候ワハヤト侍共一同ニ」（二〇オ）
1申候ナリト申ケレハサラハトテ召出サル諸国ノ侍上下諸
2人群集見物ス紅ノ水干ニ弓手ノ袖ノ裏ニ月日ヲ出シテ
3折烏帽子ヲ着シテ参リタリ先八的ヲ仕ツレト仰ラレテ
4メテノラチヲコユルクセ馬ヲ下サル梶原カ命ヲ得テ舎人
5窃ニ此ノクセヲ授ケテ渡玉フ盛澄心得テ乗タリ一度モト
6ヲサ、リケレトモスコシモ此クセ見セスシテハタ〳〵ト射テトヲ
リ
7タリ不思議ノ事ト思食テ今一度仕ルヘシト仰下サル的ヲ用
8意セスト申タリケレハ其的ノワレヲ仕レト仰アリ貴命ニ
9随テ重テ是ヲ射ルニ一モハツレス幕下ヲ始テ諸人感歎セスト」（二〇
ウ）
1云事ナシ又串ヲ仕レト仰セラル御気色ノ趣トテモ助カル
2ヘカラス弓箭ニ疵ヲ付テモ生涯ノ恨也ト盛澄思ヒ切テ堅ク
3辞退シ侍リケレハ今ハハツレタリトモ何カハ苦シカルヘキ争カ直ノ
4仰ヲハ背ヘキ只仕ツレト景時アナカチニ勇ケレハ心中ニ
5祈念ノ旨有テ奇瑞現前ス仍カリマタヲネチマワシテ
6又打出串ヲフツ〳〵トイ切テトヲス貴賤上下ノ、メキアヘリ
7シハシトヨミヤマス串モヲ召出シテ御覧スレハ上五寸計切レ
8テ残寸法同シ其時人力ノ及所ニ非ス併神職ノ故也ト右幕
9下信仰ヲコリケルニヤ切テクレタカリツル物ヲト二度マテ仰」（二
一オ）
1ラレテツイニ免許有ケリ

2　絵在之

3其後当国ヨリ義仲被官ノ族六十余人同時ニ召上セ

4ラレタリケルヲモ盛澄カ重科ナヲ厚免アリ況ヤ是等ハ
5皆我等カ徒党也同先非ヲナタメラレハ何後昆ノ勇ヲ
6ナサ、ランヤト申ヤサシク申上道理ナリトテ悉ク赦免
7アリケレハ同道シテ下向シ侍ケリ景時カ行跡是程ノ
8仁徳ナシトテ時ノ人一同ニ悦アヘリ是併ラ当社ノ神験
9カタシケナシト申ケルサレハ諏方下宮上座ノ堂ト申所ニ」（二一ウ）
1景時カ墓ヲタテ今ニ及マテ彼跡ヲトフラウトナン禽獣ニ致ルマテ
2恩徳ヲムクウ心サシアリ何況人倫ヲヤ順逆ノ結縁現当ノ
3化導本誓誠ニ相応セルニヤ
4　絵在之
5承久弐年冬湖水ノ御渡違例セリ（見冬祭礼）諸人怪ト
6思処ニ同三年五月天下ノ大乱起リテ都鄙軍旅ヲ馳セ
7ト、ノフ関東ニハ左京権大夫平義時朝臣諸国ヲ相
8催ス事有リ信濃国其専一也神氏ノ一族各相談テ云当
9社大祝此レヲ神体トシテ崇敬異他ノ重職ナリ仍当職ノ」（二二オ）
1間ハ郡内ヲ出ル事ナシ況他国ヲヤ潔斎厳重ニシテ
2カツテ人馬ノ血肉ニ触レス将来此職ヲ相続スヘキ類ヒハ
3予能ク其身ヲ慎来レリサレハ保元平治逆乱寿
4永養和ノ征伐ニモ庶子親類ヲ遣シ所謂祢津神
5平貞直千野六郎光弘藤沢次郎清親
6等是也今度ハ君臣ノ争上下ノ闘也天心測カタ
7シ宜ク冥鑑ヲ仰ヘシトテ時ノ祝敦信大明神宝
8前ニシテ可否ヲト筮シケルニ速ニ発向スヘキ神判
9アリ疑殆ト立所ニ解テ長男小太郎信重ニ一族」（二二ウ）
1家人ノ勇士等相副テ発遣セシム神氏ノ正嫡自ラ戦
2場ニ臨事是最初ナルヘシ時ニ宮烏数百前陣ニ飛
3行ケルヲ見テ士卒皆渇仰ノ思ヲナセリカクテ尾張ノ
4国葉栗原ニ到ヌレハ其勢三千余騎也美濃国大
5井戸ト云フ所ニ着キヌ又此間日ヲフル五月雨猶晴間ナク
6シテ此境ノ大河漲（ミナキリ）出ニケリ波ハ闌両岸ニ溢テ浅深
7スヘテ弁カタシ向ノ岸ニハ西軍数千陣ヲ張リ鏃（ヤシリ）ヲ調テ待
8カケタリ軍士暫ク佇立スル処ニ例ノ瑞烏千万翼兵
9馬ノ前ヲ数遍飛マワリテ敵陣ノ背後ヲ囲マントスル」（二三オ）
1勢ヲナシテクタリ瀬ニ飛渡リケレハ大勢ノ烏ノ飛ニシタカ
2ヒテ同時ニ河ェ打入タリ古老ノ村民タニ未タ知サル浅
3瀬ナリ大軍一騎モヲクレス着岸ス敵軍後ヲタ、
4レシト一戦ニ及ス干戈ヲ捨テ、乗馬ヲ離テ退散シヌ是
5東山道ノ前陣也其ヨリ入洛ノ日ニ至マテ度々ノ戦功抜
6群ナリシカハ後日ニ義時朝臣書札ヲ敦信祝ニ送テ勲
7功ヲ褒美シ神験ヲ感歎ス委細ノ趣書載ニ及ス彼
8状今ニ相伝セリトソ聞ユル然間抽賞傍倫ニコエ名誉
9当時ニ盛ナリ其後神家ノ輩多ク西国北国ニ居住シ後」（二三ウ）
1胤ナヲ相続セリ豈（ママ）皆彼時恩賞ノ地ナルヘシ凡我神
2三韓征罰ノ曩（ムカシ）意未忘レ玉ハサレハ神氏武勲ノ業
3永世相承左右ニアタワサル者歟
4　絵在之

5後醍醐院重祚ノ初メ建武二年八月大乱ノ後大
6祝頼継ハ父祖一族朝敵ニナリテ悉クホロヒテ後宝殿ニ
7テ失ナフヘキカト従人等計ケルニ神告アリテ当郡ノ内
8原（号神野御狩場也）ニカクレ居タリケリ境ヲ越メ又重禁アレハ
9郡内ヲモ出ス進退惟ニ谷テ身ヲカクスニ所ナクソヲモイ」（二四オ）
1ケル当職ハ一門政頼（号藤沢）拝任ス一代モ凡人ナリテ
2叶サル事也マシテ庶流（ソ）トシテ既ニ十代ヲヘタリ神慮ニモ
3背ヘキ由古実ノ輩カタフキ申ケレトモ御方ニヲキテ
4其仁ナキ間力及ス勅裁ニアリケリサレハ柏井宮ニテ
5祝立先規ヲ執行サントシケルニ死人現形ス又清
6器ニ向ヘハ盤ノ上ヲ踊上テ破裂ス神慮ニ背キケル先表ヲ
7恐テ猶予スサレトモ当職居所ニ号神殿ニウツリ居タリ
8ケリ彼在所ハ山岳也原山ハ目前脚下也頼継ハ七
9歳ノ小童ニテ随逐ノ輩四五人皆壮年也大敵ヲフ」（二四ウ）
1セキ叵又朝夕ノ煙火歴然ノ間穴ヲホリテ火ヲ見セス深
2更ニ及テ食ヲマウケテ纔ニ身命ヲ続ケリ又当敵ノ党
3類事ヲ狩猟（カリ）ニヨセテ山中ニ充満シテ是ヲサカス既ニ近付時ハ
4自殺カマヘヲ至シケリサレトモ霧霞ヘタヽリ暗夜如シテ
5自隠形ノ術ヲナス又食尽レハ米豆塩酢ヲ荷担シテ雑
6駄両三疋迷ヒ来リテ父母ノ嬰児ヲ撫育スルニ同シ又鳥ハ
7木ヨリ下リテ求メサルニトラル鹿穴ニ入テ自然神体ノ供祭ヲ
8備フ又山河ノ中ニ水結ヒテ御渡跡現前ス奇特ノ思ヲ肝
9命シテ随喜ノ涙眼ニ浮フカクテ神反ノ不思義ハ一両年ニ」（二五オ）

1及ト云ヘトモ朝敵ノ子孫ナレハ救ヘキ人ナク馮ムヘキ方ナシ只
2天道ニ向テ徒ニ旬月ヲ送リ神慮ヲ仰テヒソカニ禄運ヲ待ケリ
3　絵在之
4カヽリケル程ニ思ハサルニ君臣ヲトアリテ関東ノ将軍京
5都ニ責上ル由風聞ス雌雄未決セサル所ニ国家ノ安否ハ
6当社神体ニヨルヘシトテ当国守護人小笠原信濃
7守貞宗甲州守護武田駿河守同三年正月一日
8武家ノ方人トシテ当郡ニヨセ来ル政頼追落シテ頼継ヲ
9トリ出シ本職ニサタシスヘタリ習（ママ）日二日御渡アリ旧カ如クニ」（二五ウ）
1遵行ス神官氏人弥渇仰ノ思ヲナシ悦ノ奉幣ヲ捧テ群集ス
2又大小神事相続シテヲコタリナシ遂ニ武将ノ合戦利ヲ得テ
3同十日入洛アリケリ神明ノ奇特諸人ノ美談アヘテ書述ルニ及ハス
4　絵在之
5縁起第三　絵隆盛
6　詞円満院二品親王御筆
7後宇多院御宇弘安弐年（己卯）季夏ノ天当社神
8事時日中ニ反異アリ大竜雲乗シテ西ニ向フ参詣諸
9人眼精ノ及所ソコハカトナシ雲間殊ニヒハラノ色ヒク〳〵ト」（二六オ）
1見ユ一竜カ又数竜歟首尾ハ見ヘス何様ニモ明神大身ヲ
2現シテ本朝鼠屓ノ力ヲ入レマシマス勢イ也何事ノ先表
3ナルラントヲホツカナシ同御代ノ始メ千（ママ）永十一年十月蒙古ノ

4 襲（カサネ）来ノ時尊神御発向ノ故ニ賊ノ船漂倒スル事アリ
5 シカレトモ是程ノ事ハナカリキ此タヒハ何カナル事ノアルヘ
6 キヤラント疑ヲナス所ニ大元ノ将軍夏貴范文虎使
7 等ヲ襲来六百万艘舟ヲ和漢中間ノ大洋ニ連続
8 シテ其上ニ大板ヲ敷キツヽケテ人馬往復二道ノ浮
9 橋ヲナサント算数シテ先陣カツ〳〵数万艘来朝シテ」（二六ウ）
1 後陣ノツヽクヲマツト聞ユ尓ルニ同六月廿五日悪風俄ニ吹
2 来テ彼兵船或ハ反覆（ハンフク）シ或破裂シテ軍兵皆沈没ス
3 適船具料板チルニ取付テ浮ヒ出ル輩ハ釘カスカイニツラヌ
4 カリテ白刃赤肉ヲ切ニコトナラス流血湖（ウミヲ）ノ浪ヲソメ死
5 骸海上ニ充満ス勝載兵具ノ浪ニウカフ事秋ノ木葉ノ
6 水上ヲヲホフルカ如シ希有ニシテ助カル諸将等悉イケ取ニ
7 ナリテ関東ニ下サレテ遂ニ誅伐セラレヲハリヌサテハ
8 尊神化現ノ御体ハ本社ヨリ鎮西箱崎ノ社博多（ハカタ）ノ津
9 ニテ同時ニ是ヘサセ賜タリケレハ石築地発向ノ軍」（二七オ）
1 卒等モ貴ミアヒケルト後コソ聞ヘタリケレ又大洋ニテモ
2 凶賊是ヲ拝見シテ恐怖渇仰シケルカ適ノカレテ
3 帰郷ノ士卒事ノ由ヲ語リ伝ヘタリケルトテ元朝常州ノ
4 毘清イ県ト云所ニ日本諏方大明神ヲ勧請シテ今至マ
5 テ厳重ノ祭礼ヲ致ス也其ノ時ノ奇特已敵国ニ及ヘリ
6 諸神ニモ勝サセ給ヒケル事ハ疑ヒナキヲヤ凡我朝ハ神
7 国也澆季ナリト云ヘトモ神反ノ不思議言詞翰墨モ及ヒ
8 カタシ異国是ヨリ恐怖ノ思ヲヤメ本朝ニ是ニヨリテ淳（スナヲ）
9 素ノ古ヘニカヘル吾神霊徳古今如此」（二七ウ）
1 絵（シロシ）在之
2 当社ノ威神力ハ末代也ト云ヘトモ掲焉ナル事多中ニ元亨
3 正中ノ比ヨリ嘉暦年中ニ至ルマテ東夷蜂起シテ奥
4 州騒乱スル事アリキ蝦夷（エソ）カ千島ト云ヘルハ我国ノ東北ニ
5 当テ大海ノ中央ニアリ日ノモト唐子渡党此三類各
6 三百三十三ノ島ニ群リ居セリト一島ハ渡党ニ混（ニコス）其内ニ
7 宇曽（鵜子別脱カ）利ト万堂宇満伊犬ト云小島トモアリ此種
8 類ハ多ク奥州津軽外ノ浜ニ往来交易ス夷一把ト
9 云ハ六千人也相聚ル時ハ百千把ニ及ヘリ日本唐子ノ」（二八オ）
1 二類ハ其地外国ニ連テ形体夜叉ノ如ク変化無窮ナリ
2 人倫禽獣魚肉等ヲ食トシテ五穀ノ農耕ヲ知ス九
3 訳ヲ重ヌトモ語話ヲ通シ堅シ渡党ヲ和国ノ人ニ相類
4 サ（ママ）但鬢髪多シテ遍身ニ毛ヲ生セリ言語俚野
5 也ト云トモ大半ハ相通ス此中ニ公超霧ヲナス術ヲ伝ヘ
6 遠隠形ノ道ヲ得タル類モアリ戦場ニ望ム時ハ丈夫ハ甲冑
7 弓矢ヲ帯ノシテ前陣ニ進ミ婦人ハ後塵ニ随テ木ヲ削テ
8 幣帛ノ如クニシテ天ニ向テ誦呪ノ体アリ男女共ニ山谷（タニヲ）
9 経過スト云トモ乗馬ヲ用ス其身ノ軽事飛鳥獣ニ同シ彼」（二八ウ）
1 等カ用ル所ノ箭ハ遺（ママ）骨ヲ鏃トシテ毒薬ヲヌリ纔ニ皮
2 膚（ハタヱ）ニ触（フル）レハ其人敝死（ママ）（セ脱カ）スト云事ナシ根本ハ酋長モナ
3 カリシヲ武家其ノ濫吹ヲ鎮護センタメニ安藤太ト云物ヲ
4 蝦夷（エソ）ノ管領トス此ハ上古ニ安倍氏悪事ノ高丸ト云

5ケル勇士ノ後胤ナリ其子孫ニ五郎三郎季久又太
6郎季長ト云ハ従父兄弟也嫡庶相論ノ事アリテ
7合戦数年ニ及フ間両人ヲ関東ニ召テ理非ヲ裁決之
8処彼等カ留主ノ士卒数千夷賊ヲ催集之外ノ
9浜内末部西浜折曽関城郭ヲ構テ相争ノ（ママ）」（二九オ）
1両城嶮岨ニヨリテ洪河ヲ隔テ雌雄互ニ決シカタシ因
2茲武将大軍ヲ遣テ征伐スト云ヘトモ凶徒弥盛シテ
3討手宇津宮ノ家人紀清両党ノ輩多以命ヲ
4堕キ漸深雪ノ比ニ及ス貞任追討ノ昔ノ如ク年序ヲヤ累ムト
5カサネ衆人怖畏ヲ致所ニ或夜深更ニ当社宝殿ノ上ヨリ（行字カ）
6明神大竜ノ形ヲ現テ黒雲ニ駕シテ艮ノ方ヲサシテ向
7給ケル諏訪郡ノ内山河大地草木湖水皆光明ニ映
8徹セリ同夜同時ニ奥州ニ現シ給ケルトソ後日ニハ注進セシ
9爰ニ季長カ従人忽ニ城郭ヲ破却シテ甲ヲヌキ弓ノ絃ヲ」（二九ウ）
1ハツシテ官軍ノ陣ニ降リヌ三軍万歳ヲ称シテ則関東ニ帰
2ケリ凡神ノ奇特三韓征罰以来延暦桓武ノ御宇ニハ
3将軍ト身ヲ現シテ官兵ノ戦功ヲ扶助文永弘安ノ皇
4朝ニハ大竜ト身ヲ顕テ蒙古ノ強暴ヲ対治ス嘉暦近年
5又以加クノコトシ本朝擁護ノ神徳異賊降伏ノ霊威
6影響ノ冥応古今日新ナル者也
7　絵在之
8後醍醐天皇隠州遷幸ノ後元弘二年八月一日
9神事ノ最中又晴天ノ白雲大小ノ段々皆人尊ノ形ニ」（三〇オ）

1変ス其姿白旗サシツヽケタル大軍発覚ノ勢数十
2町ニ及フ化軍ノ多少面々ノ所見不同也或ハ数千騎或
3数万騎ト申アヒケリ当社ヨリ西ノ山ヲコエテ東ニ向テ社
4壇ノ上ニカヽリテ後太霊雲散乱ス御射山下向ノ貴
5賤当国他国ヨリ群集ノ諸人是ヲカミテ奇異ノ
6思ヲナス此比ハ西国擾ミタレ時節ナレハ先例ノ如ナラハ本
7社ヨリ西ヘコソ向ハセ給ヘキニ此怪異吉凶不審也料簡
8及ヒ堅由古老神官氏人申アヒタリケルニ去年ヨリノ兵
9軍猶ヤマスシテ翌年五月大乱ヲコリテ都鄙一転ス」（三〇ウ）
1不思義也シ事也仍旧記ニ続テ末代伝ントス
2　絵在之
3当社別宮ノ事雲州杵築和州三輪摂州ノ
4広田西宮信濃州南宮等也主伴ノ不同アリト云トモ
5当社分座ノ儀本記ノ所見分明也其外日吉三宮
6八王子両社ハ当社上下宮也ト云事語伝タリ本地同
7体実ニ故ヘアルモノ歟委ク述ルニイトマアラス抑本国水内ノ
8郡善光寺別社ノ事日本記第卅ニハ持統天皇五
9年遣勅使祭諏訪水内神等ト見タリ又延喜神」（三一オ）
1祇式ニハ諏方郡南方刀善（ママ）神社二座水内郡
2建御名方田富命ト彦神別神社ト云ヘリ当社ノ
3分座疑ナシ是則当郡善光寺郭内ノ当社也
4毎夜寅時大明神御入堂アリテ内陣ノ扉ヲ閉テ
5諸人三業シツメテ法施祈念ス暫アリテモトノ扉

6キリ〳〵トナリテ開ケテ御出ノ勢ヒアリ厳重不思議ノ事
7也凡我大明神仏法ニ帰シマシマス事諸社ニ超過シ
8給ヘリ然間開成皇子般若書写ノ首ハ白鷺池ノ
9波ヲ掬シテ硯水ヲ湛ヘ慈覚大師如法写経ノ時ハ鷲」（三一ウ）
1峰ノ風ヲシタヒテ守護ヲ致仏生至令節ニハ蘋蘩（ヒンハン）
2蘊藻（サウウン）ノ礼奠ヲ止メテ梵唄歌讃ノ法会ヲ修シ七月八
3月ノ斎日ニハ盂蘭孝養ノ誠心ヲ表シ殺生慈悲ノ
4本懐ヲ顕ス是ニヨテ弥陀三尊ノ霊像ヲ敬テ毎夜ノ影
5向ヲタレ給フ神慮コトニ甚深也当寺ハ継体天皇
6御宇善記四年本尊阿弥陀三尊百済国ヨリ
7波ニ浮テ日本摂津国難波津ニ来着シ給フ貴
8賤ユエヲ知ス其後卅七年ヲヘテ欽明天皇十三
9年仏法伝来ス此時初メテ仏像ヲシルサレハ当寺本尊ハ」（三二オ）
1本朝仏法ノ最初也霊仏霊神寺社ヲ一所ニ並ヘテ
2現世当来ノ求願ヲ二世ニミテ給ヲ当州ノ規模
3他国ニ卓礫セルモノヲヤ
4　絵在之
5文明四年（壬辰）　夷則上旬於高野山悉地院
6従一昨日至今日書写功畢八日酉刻
7諏訪大明神画詞
8　縁起第五　絵
9　詞青蓮院一品尊道親王御筆（此巻ハ後ニ書続入縁起云云）」（三二ウ）
1祢津神平貞直本姓ハ滋野ナリシヲ母胎ヨリ神ノ
2告アリテ神氏ニ約テ大祝貞光猶子トシテ字ヲ神
3平トソ云ケル諏方郡ノ内一庄ノ領主トシテ保元
4平治ノ戦場ニモ向ニケリ武勇業（ママ）クミニアラス東
5国無双ノ鷹匠ナリ只今打ヲロシタル荒鷹ハトヲ
6モ多年使入タルカ如クン用ヒケルサレハ此道ノ名誉モ
7今ニクチセストソ聞エケル或時内神事ニ聊触穢ア
8リケル故ニヤ多ノ鷹ノ中ニ秘蔵シタル小鷹ヲソラシテ
9行方ヲ知ラスナリヌ両三年ノ間夫婦トモニ旅行ノ」（三三オ）
1事アリテ浅間嵩麓ヲ過ケルニ高天ニ雲ヲシノク飛
2鳥アリ髣髴シテ何ニ鳥姿トモ見ヘス貞直能
3々見ルニ鷹ナラント思フ程ニ妻女乗輿ノ中ヨリノソミテ是ハ
4一トトセソレニシ小鷹トヲホユル也ヲイテ見ヨトテヌ
5クメ飼ニ用意シタリケル鳥ノ別足ニ鷹ノ装束一具
6副テ輿ヨリヲシ出シタリ貞直此ヲ取テ野原ヘ打出伝
7喚カケツ拳（コフシ）ヲ上ケタリケレハ鷹ハ肩ヲツクリテ落カヽ
8リヌ軈テサシ留テ見レハ疑ナキ其ノ鷹也火中ノ蓮ヨリモ
9不思議ニ華表ノ鶴ヨリモ珍シク覚テ本トニモ越テ秘」（三三ウ）
1蔵シテケリ此妻室ハ婦人ノ身ナカラ丈夫ノ芸ニモ達シ
2タリケル中ニ鷹ニヲイテハ妙ヲ得タリケルトカヤ其後
3此鷹ヲハ雲井丸トソ喚ケル或知音ワリナク係
4念シケル間力ナク遣テケリ其時当社頭役人御
5贄ノ狩ノタメニ度々所望シケレトモ固辞シテ与サリ
6ケルヲ神慮ニヤトカメヲホシ召ケン此鷹ノ主俄カニ両

7眼明ヲ失ケリ驚キ懼テ件鷹ニ神馬ヲ相副テ社
8家ヘ奉ケリ盲者ノ行末ヘイフカシクソ覚侍
9　絵在之」（三四オ）
1正応ノ比当国御家人小諸大郎ト云物当社頭
2役ノ時下部下女等隣国上州ニ越テ朝ノ市ノスキケ
3ルニ関東ノ執権貞時朝臣ノ管領シケル杲円
4（号平左衛門入道当国守護代）従人等牛ヲカイテ下女ヲイカケ
5タリケル程ニ口論ヲシ出テ打擲刃傷ニ及ヒケルカ権
6勢ニホコリテ軈テ彼下人ヲ誅セントスル所ニ忽眼暗ナリ
7テ犯人ノ首ヲ打ハツス事両度ナリ剰大刀ヲ土ニ打
8立テ三ツニ折タリ実ニ本地千手観音ニテヲハシマ
9セハ尋段々壊ノ御誓モ思合テ貴シ」（三四ウ）
1　絵在之
2国ノ注進ニ就テ鎌倉ニテ其裁断アル所ニ貞時朝臣
3霊夢ヲ感ス大竜評定所ニ現ス左右ノ人ニ故ヲ問
4諏方明神眷属小諸カ方人也トイヘリ合掌シテ
5其咎ヲ免スヘキ由夢中ニ祈念ス仍重科ヲナタメ終リ
6ヌ是則当社ノ頭役人謀反八逆免許ノ先規也
7然ルヲ彼神役已後杲円カイキトヲリ猶ヤマスシテ
8頻訴申間社家恐怖ノ所ニ則御射山ノ祭庭ニシテ
9童女詫宣ニ云杲円神威ニ伏セス我神人ニアタリ（ア）」（三五オ）
1明年五月以前ニ其命ヲ召ヘシ神人恐ヲナス事ナ
2カレト奇特厳重ナリ神詫殆（疑脱カ）トナシ然トモ権勢ニ
3恐テ口ヲシテ鼻如クナラシム翌年四月廿八日杲
4円誅ヲ被テ一家皆滅亡ス神罰新ナル事万人
5渇仰セスト云事ナシ翰墨及カタキヲヤ
6　絵在之
7相州鎌倉ノ里ニ住ケル男年齢廿計也ケル
8カ傷寒ヲ病テ絶入シテ半時計ノ程ニ蘇生
9シテ語ケルハ虚空ヘトヒテソラヨリ漸ヲチクタルト」（三五ウ）
1思程ニ焔王宮ノ庁庭ニ至テ金鎖ヲ付ラル童
2子出テ現シテ問答セントスルニ後ヨリ浄衣立烏
3帽子ノ老翁来テ云此男ハ今年諏方神役人
4ナリ今度ハ反給ヘシトテ則彼ノ鎖ヲ浄衣ノ人手
5ツカラトキユルシテ背ヲツカミテ遠クナケアク
6ルト思テ病席ノ障子ツヨクアタリテ蘇生セシ
7ムト云看病ノ輩不思議ノ思ヲナシテ則食水
8ヲスヽム親戚ノ族里ノ友或喜悦ヲ含ミ或感
9涙ヲ拭フ其年神役故ナク遂ルノミニアラス年」（三六オ）
1年歳々参詣ヲコタラス弥ヨ帰レ仏信レ法ノ志シ
2深クシテ偏生来ノ事ヲイトナム現当ノ所願定テ
3満足スラン神明ノ擁護実ニ空カラサル物也
4　絵在之
5下野国那須郡雲巌禅寺ハ勅諡仏国禅
6師高峰和尚開山名刹也和尚当寺ハ初祖
7西来ノ的意ヲ弘通セラシ乾元嘉元ノ比信濃

8国窪寺ト云所ニ観空トテ一人ノ沙門アリ不立
9文字ノ宗風ニ不レ信慢心ヲ起シテ宗論ノタメニ」（三六ウ）
1境ヲコシ彼寺ノ門前ニ旅宿セシ目出日コトニ
2参学法戦ス爰ニ一ケノ小蛇有テ此僧ニ形ノ如
3随遂シテ方丈ニ入時ハ当下ニ脱レ両日芒鞋
4上ニ蟠流是ヲ守護スル体也人奇異ノ思ヲナシ
5ケルカクテ数月ヲ送ル程ニ良遂麻谷ニマミヘシ
6機縁ヤ熟シケン忽ニ単伝心印ノ旨ヲ仰信スル
7意ツキテ衣鉢ヲウケ名字ヲ改テ和尚ノ小
8師トナリヌ妙通上座トソ謂ケル則仏前ニシテ
9多年所持ノ経教并ニ衣服ヲヤキアケ、ルニ
10寺前ノ独秀峰ニ数百人ノ声シテ一同ニ大ニ」（三七オ）
1ワラヒケリ天魔所為ナルヘシ
2　絵在ナリ
3其後此僧本所ニ立帰テ草庵ヲ結独住シテ
4履銭ノ工夫年序ヲ送ケリ彼所ノ地頭旦越
5ノ契約シテ帰信崇敬シツ、子息ノ小童喝食
6ニナシテ同宿セシム或年旦那諏方ノ祭礼
7ノ頭役ニアタテ潔斎シケリ妻室喝食産
8生ノ事アリ神事ノ触穢ヤアリケン産婦俄ニ
9狂乱ノ気出来テ救療術ヲ失ニヨリテ家主」（三七ウ）
1彼通ヲ請シテ云此病婦ノ体匪直也争カ試祈
2念シ給ィナンヤト云上座年来修学ノ薫修ヲ思
3出シテ誦呪加持シケレハ当社明神ノ女人ニ
4詫シテ種々ニ法文ヲ演ヘ給フ平生無智ノ女性
5諸宗ノ奥蔵ヲ挙揚シテ弁説無窮談論
6時ヲウツセリ其間ノ義理委ク記スルニアタハス明神
7カクノ玉ハク恨ラクハ汝行道ノ我未タ除カスシテ
8顕ン密ノ工夫熟シ堅キ事ヲト上座神詫ヲ奉テ
9涕涙悲泣シテ暫愧懺悔ス霊神アカリ」（三八オ）
1給ヌレハ産婦本ニ複シヌ師檀共ニ社頭ニ詣
2テ暮賽ノ礼ヲ致ケリ僧ハ七日昼夜参籠
3シテ大般若経ヲ真読シケルニ結願ノ夜暁
4更ニ至テ宝前山ノ麓ノ岩石ノ上ニ金色ノ神
5竜化現セリ四辺ノ草木土石皆光輝ヲ発
6スルカコトシ蛇体柔和ノ相好ヲ示シテ両三度
7点頭シ給ニ渇仰ノ思弥ヨ心肝ニ銘ス此瑞
8唯独リ自明了ノミ余人所レ被レ見ナリキ尚七ヶ日ノ
9延テ両部ノ読誦ヲ果シテ無二ノ法楽ヲトケ、リ」（三八ウ）
1然シテ此僧歳ノ旬月ヲモヘス末後了々ニシテ
2端坐入滅ス随逐ノ喝食ヲ仏国禅師ニ申
3置テ鎌倉ヘ送リケリ和尚我カ小師トシテ
4妙通喝食トヨハレケルトカヤ今ノ在公此山
5和尚是也元国ノ名師ニ反参シテ本朝大刹ノ
6住持ニイタレリ
7　絵在ナリ

8嘉元ノ比当国ノ御家人小坂孫三郎盛直重キ
9トカアリテ硫黄カ島ヘ流セ（ママ）レタリケルカ当社」（三九オ）
1御射山ノ酒室ノ頭役人ナリ先規ニ任セテ免
2除アルヘキ由愁（ウレシ）キ申ケレトモ其比執権時村朝
3臣ト越訴ノ管領宗方確（クワク）論ノ事アリテ神
4訴モ空シカリケル彼妻子悲歎ノアマリニハタシニ
5テ百日当社ヘ参詣ス霊夢アリテ神鑑ヲマチ
6ケル所ニ同三年四月関東兵乱アリ時村朝
7臣ヲハ勇士等聞アヤマリテ誅戮シ畢ヌ宗方
8凶害トソ聞ヘシ然間纔（ワツカ）ニ一旬ヲ経テ宗方又
9誅ニ伏ス末代ナリト云ヘトモ神罰不思議也トテ」（三九ウ）
1同八月早船ヲ立ラレテ召反サレ畢ヌ当社霊
2威厳重ナリシ事ナリ
3　絵在ナリ
4信濃国住人和田隠岐前司繁有当社頭
5役ノ時流鏑馬闕如シ一族ニ石見入道ト云ケルニ
6赤黒駮良馬ヲ立飼ケルヲ借用シケルニ古敵ノ
7宿意アリテ借与ニ及ハス是ハ使者ノ詞ヲタ
8ニモ聞入サリケリ祭礼ノ日ニ当テ此馬俄ニ病悩シ
9テ既ニ斃（ハイセン）トシケルカ左右ノ耳忽ニ失ケリ奇異思ヲ」（四〇オ）
1ナシテ倩思案ルニ揚馬ニ借タリシ事ヲ思出テ
2神道種々ノヲコタリヲ啓シテヲ付テ本社ノ神
3馬ニ献ニケレハ病馬立所ニ平（ママ）喩シテ水草念
4モ本ニ復ニケリ両耳漸々出現シケレトモ本ノ如ク
5ニハアラサリケリ近来当社ニ小耳ト云フ名馬ハ
6則是ナリ
7　絵在ナリ
8元弘二年ノ秋ノ比日中ニ僧一人疲駄ニ乗テ相模
9入道高時ノ宿所ノ南庭馳入ル館（ハセ）ノ内騒動（ソウ）ス四」（四〇ウ）
1方ノクキヌキ蓮（ママ）読シテ馬牛ノ通路ナシ又昼夜
2ノ警固ヒマナシ只事ニアラストテ家人等中門ニ
3出テ其故ヲ問ケレハ是レ諏方大明神ノ御使也
4主人ニ対面スヘシト申ケレハ唐カキノ間ニテ問答ス
5神詫トテ謂ケルニ代々当家ヲ守リテ久カリツレ
6トモ運命漸カタムキテ滅亡ノ期ニ至ケリ神力
7モ及堅シ明年ノ春夏ヲヘスコスヘカラス不便
8ナリトテ涙ヲナカシテ又走出トス狂人カ怨敵
9歟不審ナリトテ竹井入道トカヤニ預ラレケリ」（四一オ）
1夢中ノ人ノ如シテ旬月ヲ送リテ後子細ヲ尋
2ネケレハ信州伊賀良庄ノ草庵ニ独住多
3年定坐久ク侍キ今度往復ノ行程モ覚
4悟分明ナラストテ忙然タリ有験ノ僧ヲ
5本社ニホメテ例ノコトク祈祷アルヘシナト聞
6エケリ（ママ）ニ漸大軍発向都鄙ノ物忿相続
7シテ其実モナカリケリ翌年ノ五月ニコソ万人
8思食セケレ不思議也事トモナリ

9　絵在ナリ」（四一ウ）
1渋河ノ某トカヤ当社祭礼ノ頭役ニアタリ
2タリケル比東寺供僧ニ年来師旦ノ約ヲナセ
3ルアリ鷹ニヨカリヌヘキ犬ヲ飼（カイ）ケルヲ所望シケ
4レハ罪業ノ因ヲ痛ミテ他所ニ遣ハシヌト謂テ
5カクシテン ナ（ママ）リ彼僧忽ニ霊夢感スル事アリ此
6犬近ク前ニ来テ悲泣愁歎ノ体ナリ故ナルラント
7思フニ傍ニ黄衣ノ神人両三輩現テ示サク此
8犬善根値遇ノ機縁アリテ当社大明神
9逆縁化道ニ預カランスルヲ主人ヲロカニシテ」（四二オ）
1悋惜（リン）クスルニヨリテ涕泣ノ相ヲ顕スト云ト見テ去テ
2此僧随喜感歎シテ其夜ノ未明ニ檀那方ニ
3送ツカハサントスルニ件犬階（ハシ）ノ下ニ病フシテ起（タチ）歩ムニ
4及ハス数日食ヲ断テ終斃ニケリ来生果イカ
5ナリケンヲホツカナシ明神慈悲ノ本誓凡慮ノ
6思ヲ量スヘキニ非サル物ヲヤ此事年序 来（ママ）遠
7カラス師旦共ニ現在セリ如此奇特霊異万
8物ニ被シメテ勝計スヘカラスト云ト分明ニ聞及
9事ヲノミ書アラハス所ナリ」（四二ウ）
1　絵在ナリ
2以 王（ママ）縁起畢縁起本ハ上中下三巻也後日ニ
3二巻ハ書続入云々後々二巻ハ詞青蓮院一品
4尊道親王筆ナリ